

道路占用許可書

更新

〒 460-0008 00-01-00176
 住所 名古屋市中区栄三丁目32-23
 Sビル3階
 氏名 南鍛冶屋町振興会
 会長 原 昌子 様

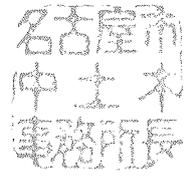
占用の目的	道路照明のため		
占用の期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで		
占用の場所	場所	名古屋市中区栄三丁目 地内	
	路線名	三蔵通 他	歩車道の区分 歩車道
占用物件	名称 (路面からの距離)	規模	数量
	街路灯		本数 45.0本

許可の条件	1 裏面条件を守ること。 2 占用料は、免除する。		
	占用料	*****	*****
	*****	*****	*****

ただし、「道路の占用料等に関する条例」の改正により、占用料を変更することがあります。

5 指令土中 第27-192号

先に申請のあったことは、上記のとおり許可します。
 令和5年5月19日

名古屋市中上木事務所長


1 この処分について不服のある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋市長に対して審査請求することができます。
 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁判の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

占用物件名称欄に(調整)と記載がある場合は、占用料改定に伴う調整占用料額を適用中の物件を示す。

許 可 条 件

- 1 占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めること。また、常に最新の緊急連絡先を所轄土木事務所に報告し、緊急時に連絡を取り合える体制を維持すること。
- 2 道路管理者（市長が許可した物件については市長、土木事務所長が許可した物件については所轄土木事務所長とする。以下同じ。）が必要と認め、指示したときは、占用物件の状況について報告すること。
- 3 道路の占用に関する権利を譲渡し、又は貸与しないこと。ただし、あらかじめ許可を受けたときは、この限りでない。
- 4 占用の期間を更新しようとするときは、あらかじめ道路占用許可申請書を提出し、許可を受けること。
- 5 占用の期間を短縮し、又は占用を廃止しようとする場合は、速やかに変更届を道路管理者に提出すること。
- 6 占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合は、占用物件を撤去し、道路を原状に回復すること。
- 7 占用物件の設置又は管理に起因して第三者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、占用者の責任において損害を負担し、又は紛争を解決すること。
- 8 道路に関する工事のためにやむを得ない必要が生じた場合は、占用物件の移設、改築、撤去その他の措置を命ずることがある。この場合において、当該措置に要する費用は、占用者の負担とする。
- 9 次の場合は、速やかに変更届を道路管理者に提出すること。
 - (1) 相続又は法人の合併その他の理由により、占用者の地位を承継した場合
 - (2) 占用者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更した場合
- 10 道路法、道路法施行令、名古屋市道路管理規則その他関係法規を遵守すること。